



町ぐるみで花だんづくり

富士市花の会副会長
米山 務 (泉町)

○月○日 きょう植えたフラワーポットの草花が一夜で折られたり、盗まれてしまった。たつたひとりの心ない人の行ないがみんなの気持ちを暗くしてしまう。みんなで花を可愛がってほしいものだ。

○月○日 美化運動の一環として花だんづくりをはじめた。各支部では場所さがしに苦労している。ある支部では、道路沿いの幅20mの空地を利用している。花

花の会のみなさんのあき地を利用した花だんづくり。昨年1年間でこのような花だんが63カ所につくられました。今泉地区泉町で

は植えるつもりになれば、どんな場所にも植えられるものだ。

○月○日 会員に配布した花のたねについて支部から報告があつた。グループをつくって交代で管理し、苗が大きくなつたら分けあうようにしたいという。人の和もできるし、管理もよくできるので一石二鳥だ。

○月○日 きょうは町内で花だんをつくるからと連絡があつた。花だんをつくる場所にはゴミがいつぱい。ゴミをかたづけけるおかあさん、土を運ぶ青年、整地す

るおとおさん、水を運ぶ子ども。みんなの協力で荒地が立派な花だんになつた

○月○日 花いつぱい運動がじよじよに理解され、花を植える家庭が多くなつてきた。これからも町中を花でいつぱいにするように、各家庭で花を植えてほしいものだ。

○月○日 フラワーポットの花がまたなくなつてしまった。これほど公德心のない人が多いとは考えられなかつた。こどものときから花を育てる心を養うように各家庭で指導してほしい。

富士市花の会(齊藤和可子会長)は、昭和42年8月に創立されました現在、会員は1,600人で、14支部にわかれ、美しい住みよい町づくりを実現させるための活動を行なっています。本年度もあき地に花を植える運動の推進、バラいつぱい運動などを重点に運動を進めていきます。

市は、現在、青島津田土地区画
 整理事業（21ヘクタール）、富
 士駅周辺土地区画整理事業（4
 9ヘクタール）を施行していま
 すが、さらに依田原新田地区、
 富士中部地区の区画整理を計画
 しています。そこで土地区画整
 理事業は、なぜ、どのように行
 なわれるかみてみましょう。

道路や水路などを 計画的に造成

「あの道路は急にせまくなるので車が
 通れない」「町にはこどもの遊ぶ場所が
 ない」「富士へきたのは2回目だがどう
 も道がわからない」という声をよく聞か
 ます。

これは、個人、個人が自分本位に家や
 事業所を建てるため無秩序な市街地がで
 きてしまったからです。

こうした混雑を防ぐためには「土地区
 画整理事業」を実施し、道路、水路、公
 園などを計画的につくることが必要です

もちろん、道路や公園を新しく設けたり、
 広くするには用地を買収して行なう
 方法もあります。しかし、道路や公園の
 公共施設はりつばにできますが、まわり
 に利用できない土地が残つたり、特定の
 人だけが利益を受けたり、反面には犠牲
 だけを払う人がでてきます。こうしたこ
 とのないように、十分な効果をあげるた
 めには、どうしても「区画整理」を実施
 する必要があります。

区画整理は、実施する区域内のすべての
 土地所有者が土地を少しずつ出し合つ
 て、道路、水路、公園などを新しくつく

土地区画整理事業

新しい市街地づくり

依田原新田、富士中部地区を計画

ります。土地
 所有者には、
 新しくつくら
 れた道路に面
 した土地が、
 いままで所有
 していた土地
 に応じて与え
 られます。こ
 の換地制度が
 区画整理の大
 きな特徴にな
 っています。

実施する場
 合は、個人が
 行なう場合と
 公共団体が行
 なう場合があります。

市が実施する場合は、実施する区域、
 年度計画、資金計画など盛りこんだ事業
 計画をつくり、市民みなさんに2週間お
 みせします。もし意見のある人はこの期
 間に申し出ることができます。縦覧期間
 がおわつてから県知事の許可を受けて事
 業をはじめます。

計画が実施されると所有権や借地権を
 もっている人にはいろいろな権利が与え
 られます。たとえば審議会委員の選挙権
 や被選挙権、仮換地を指定する権利など
 があります。権利申告をしてないと、こ
 うした権利を受けられませんか、必ず
 申告をしておく必要があります。



青島津田土地区画整理事業でつくら
 れた幅員30mの富士臨港線

事業を実施するうえで、仮換地の指定
 や換地計画の作成などについてみなさん
 の意見や希望を取り入れていく「土地区
 画整理審議会」をつくります。審議会は
 土地所有者、借地権者のなかから選挙さ
 れた人と、学識経験者によつて組織され
 ます。

仮換地は、事業の完了時に換地として
 登記される予定の土地です。これを定め
 る場合は、現在の土地の位置、面積、環
 境、利用状況などを総合的に考え、でき
 るだけ不平等のないようにします。

換地面積は、道路や公園などをつくる
 ため土地を出しあうので、現在の土地よ
 り少くなるのが通例です。

仮換地が指定されると、建物、工作物
 立木などを換地に移転しなければなりま
 せん。移転は事業の施行者（市）から費
 用を受けて各自で行なつていただきます
 移転の補償には工作物移転補償、移転
 雑費、立竹木補償、立毛補償があります
 この移転がおわり、道路や公園などの
 用地があくと工事ははじめられます。

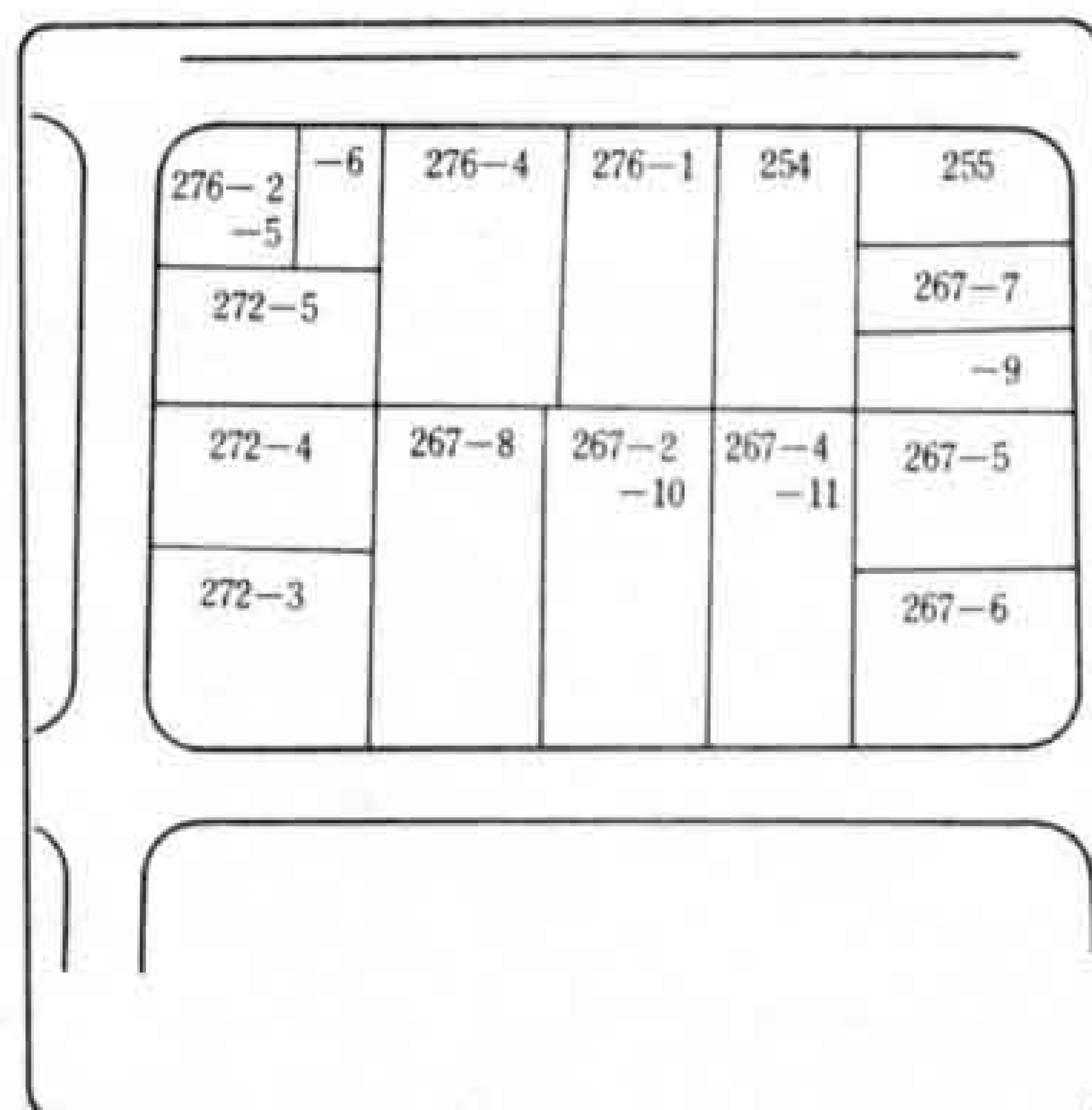
このように、土地区画整理事業は土地
 所有者はもちろん、市民みなさんのご理
 解、ご協力がなければ実施できません。

わたしたちの富士市を住みよい町にす
 るため、現在計画している依田原新田地
 区、富士中部地区の土地区画整理事業に
 ご協力くださるようお願いいたします。

現形図



換地図



鷹岡、天間沢橋が完成

芦沢家の三代夫婦が渡初め

天間北に建設中の天間沢橋の渡り初め式が、5月27日、齊藤市長をはじめ関係者60人が出席して行なわれました。

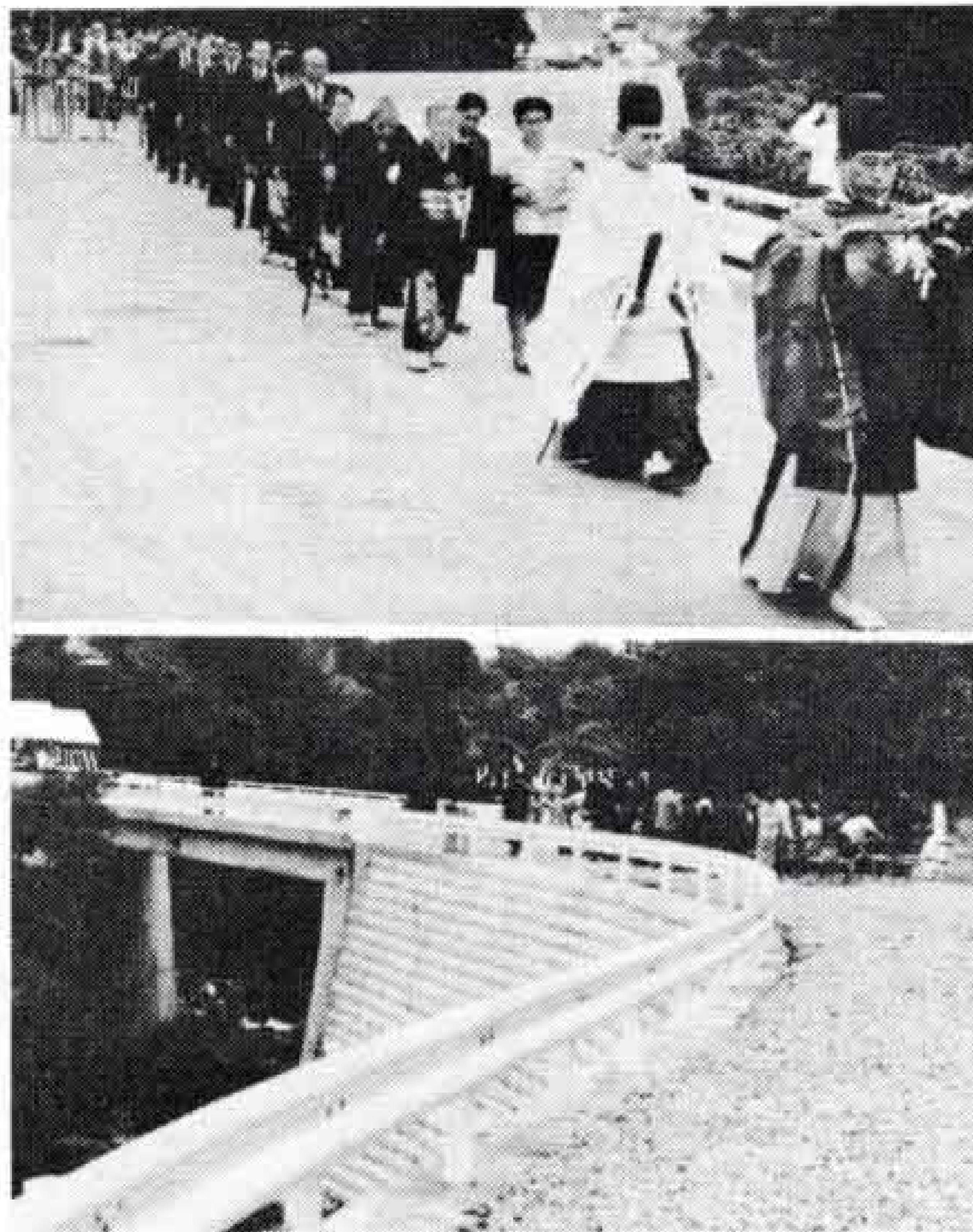
渡り初めは、久沢東の芦沢家の三代夫婦を先頭におごそかに行なわれました。

天間沢橋は、野菜指定産地出荷近代化農道整備事業の、天間韭久保農道の一環として建設されていたものです。延長は18m、幅員6.5m、高さ13mの鉄筋コンクリート造りで、総工費は約1,600万円でした。

天間地域の畑地は約38%で、生産されるおもな生鮮野菜はキャベツ、ダイコンです。ところが、この地域の農道は幅員がせまく、こう配が急なうえ、排水施設も不完全です。このため、生鮮野菜の流通機構を改善し、経営の合理化をはかるため、昭和40年から野菜指定産地出荷近代化農道事業が実施されました。

天間韭久保農道は、この基幹農道として昭和41年から4カ年継続事業として改良工事がすすめられてきました。旧農道

は幅員が3mから4.5mしかありませんでしたが、これを幅員6mに拡幅するとともに、こう配をゆるやかにします。総工費は3,800万円（1,600万円は橋梁費）で、総延長は1,694mです。なお、舗装も近く行なう予定になっています。



【写真＝上は渡り初めを行なう芦沢徳太郎(85歳)・にな(85歳)、進一(64歳)・とき(62歳)、乙司(35歳)・つや子(34歳)さんの3夫婦。下は完成した天間沢橋。】

住宅敷地の造成は届け出を

…対象は0.3ha以上の造成事業…

住宅地造成事業規制の区域指定が4月1日から行なわれました。

この規制は、宅地造成が無移序に行なわれ、災害や衛生に対して無防備な町づくりを行なわせないために実施されたものです。

指定された区域は、すでに決定されている都市計画区域（大淵、原田、吉永の北部を除く全区域）です。

規制の対象になる事業は、住宅敷地造成面積が0.3ヘクタール（約900坪）以上のものです。この住宅敷地は、敷地の60%以上が住宅用地に利用されるもので、造成地のなかに店舗があつても宅地とみなされます。したがって、工場用地を主体とした造成工事は対象になりません。

新しく住宅地を造成する場合は県知事の許可が必要ですが、許可の申請するのは事業主です。

申請先は市都市計画課です。くわしくは都市計画課（吉原事務所）へお問い合わせください。

今と昔

今と昔

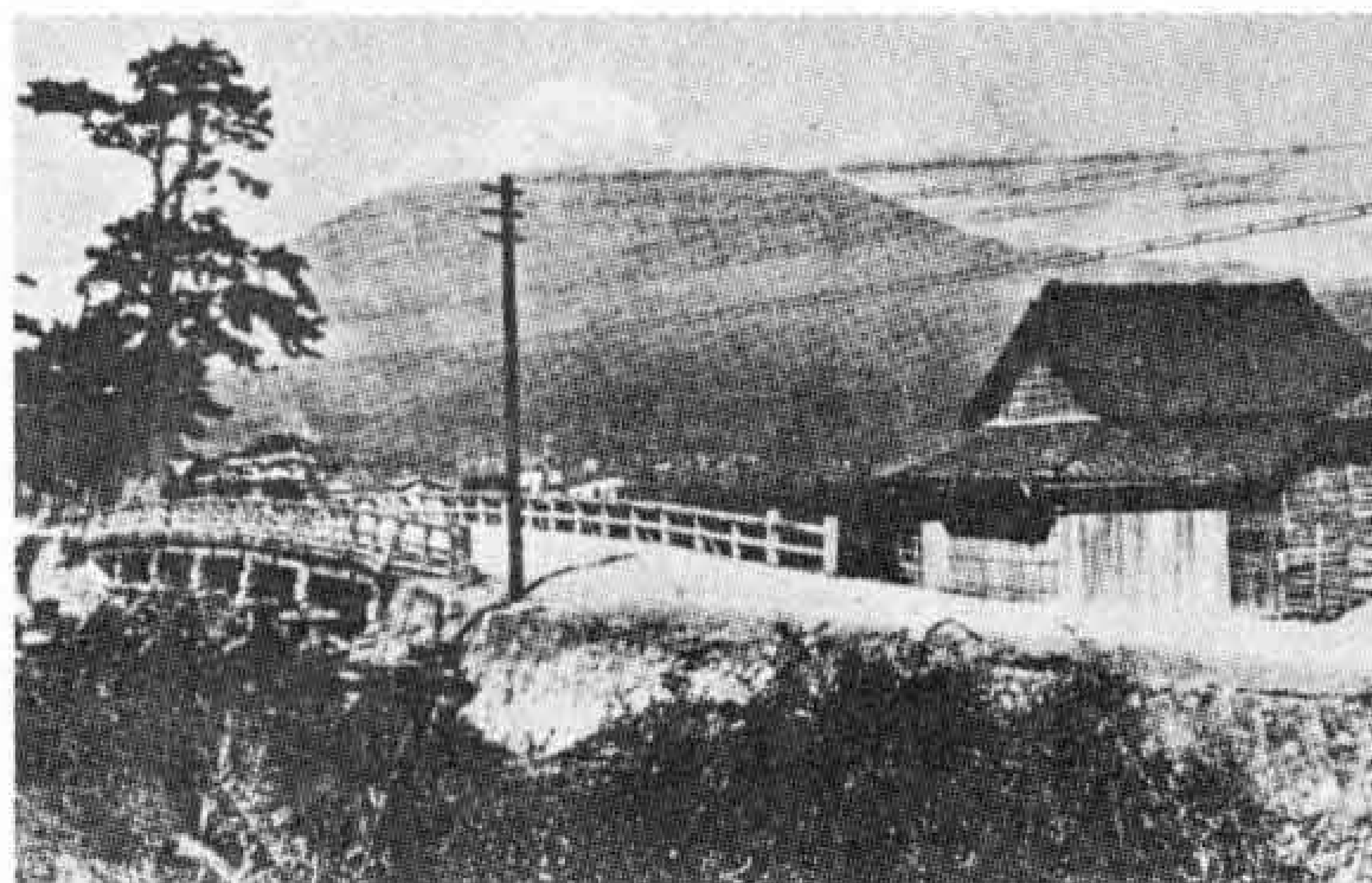
河合橋 ③

河合橋は元吉原に宿場のあつた慶長7年（367年前）に沼川にかけられました。当時、旅人は吉原湊を船で渡つていましたが、幕府の命令で船渡しができなくなりました。このため、沼川に長さ11間（約20m）の欄干板橋がかけられました。それから昭和14年に現在の橋がつけられるまで何回となくかけかえられました。

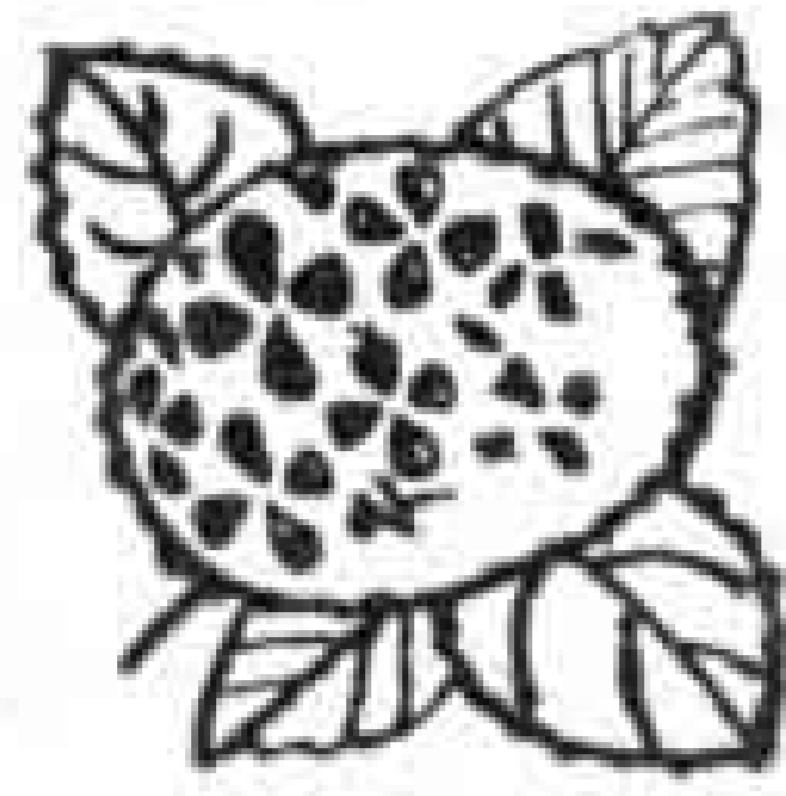
昔、橋の下流は白倉ヶ淵あるいはいけにえの淵といわれ、大蛇が住んでいて毎年人身御供（ごころ）をやらないと災いを起したと伝えられています。上流の沼川と滝

川の合流点も20m以上の深い淵でカツパの住み家になつていたといわれていました。

写真＝左は明治末にかけられた木橋の鈴川河合橋。右は昭和14年（1939年）にかけられたコンクリートの河合橋。旧東海道を往来するとき、河合橋から見る富士山は松並み木に映えて美しく、名勝「左富士」に匹敵するながめでしたが、現在は写真のように松並み木はみられません。※めずらしい風景、風俗写真をおもちの人はお貸しください。連絡先は市史編さん室（富士事務所）秘書課広報係（本庁）です。（鈴木富男稿）



おしらせ



特別弔慰金の請求 は6月30日まで

太平洋戦争で死亡した軍人、軍属の遺族に支払われる特別弔慰金の請求は6月30日までです。

援護法による弔慰金を受けた遺族で昭和40年4月1日現在において、公務扶助料、遺族年金、給与金などを受けていない人は、請求の手続きをしてください。申し出先は福祉事務所社会係（吉原事務所 電52-3111内線4番）です。

なお、まえに弔慰金を受けた人が40年4月1日までに死亡したときは子、父母孫の順序で支給されます。

あて名がカタカナ 書きになります

…市県民税の納税通知書…

市県民税の納税通知書の住所、氏名がカタカナ書きになります。

市は事務の合理化をはかるため、電子計算機を導入しましたが、今年から課税事務を電子計算機で行なうためカタカナ書きになったものです。

納税通知書は今月中旬に各家庭へお届けします。申告書の氏名は間違いのないよう確実を期して行ないましたが、もし誤りがありましたら市民税課（富士事務所 電61-2300）へご連絡ください。

須津中、吉原3中の 体育館が完成

須津中学校と吉原第3中学校の体育館がこのほど完成し、5月26日、27日にそれぞれ落成式が行なわれました。

須津中学校の体育館は、鉄筋コンクリート一部鉄骨造りで、延面積は725平方メートル、総工費2.626万円です。

吉原第3中学校の体育館は、鉄筋コンクリート一部鉄骨造りで、延面積は850平方メートル、総工費は2.905万円です。

この完成によつて、体育館のない中学校は大淵中学校、東中学校の2校だけになりました。

なお、本年度の教育施設の整備としては、小学校関係としては、鷹岡小の改築を6.480万円で、富士2小の改築を5.980万円で、広見小の敷地造成を1.500万円で、岩松小のプール新築を850万円で、大淵中の改築を5.340万円、元吉原中の改築を600万円

で、田子浦中の整地を800万円で、富士中の給食室新築を605万円でそれぞれ行ないます。

【写真＝上は須津中体育館。下は吉原3中体育館】



すべての事業所が 対象です

…事業所統計調査にご協力を…

事業所統計調査が7月1日現在で実施されます。

調査の対象は事務所、工場、会社、店舗、映画館などすべての事業所です。内容は事業所の形態、事業の種類、経営組織、従業者数、資本金額などです。

調査は127人の調査員がそれぞれの事業所へうかがつて行ないますが、調査で申告された内容は、統計の目的以外に使用することは法律で禁じられていますので、秘密は厳守されます。

この調査結果は、地域開発計画、地方交付金の算定、交通対策などの資料とし

て利用されるほか、民間の販売計画、事業拡張計画にも利用されますので、みなさんのご協力をお願いします。

国民年金保険料の 免除申請は早めに

国民年金保険料の免除を受ける人でまだ申請の手続きをすませてない人はありませんか。まだ手続きのすんでいない人は年金課（吉原事務所）へ申し出てください。

免除を受けられるのは所得のない人、年間所得が30万円以下の人、保険料を納めるのが困難な人です。

手続きには印鑑が必要です。くわしくは年金課（52-3111）へお問い合わせください。

健康相談にお出かけください

母子健康センターでは各種の健康相談を行なっています。健康のことで相談ごとをおもちの人は気軽におでかけください。

■相談内容 一般健康相談、妊産婦健康相談、乳幼児健康相談、家族計画指導

■相談日と時間 毎日行なっています。時間は平日が午前9時から午後3時まで、土曜日が午前9時から正午まで。

■場所は母子健康センター（入山瀬天王町・71-3130）

胃検診を行ないます

胃ガン、子宮ガンの早期発見をはかるため、レントゲンによる胃検診を行ないます。

検診を希望する人は各地区の婦人会役員にお申し込みください。

料金は6枚撮影で450円です。実施日は申込者に直接お知らせします